

返還期限猶予制度の運用に関する取扱要領

平成 26 年 12 月 26 日

理事長決裁

(目的)

第 1 条 業務方法書第 24 条第 1 項及び返還期限の猶予に関する施行細則(以下「施行細則」という。)第 4 条の実施にあたり必要な事項は、この取扱要領の定めるところによる。

(適用の要件及び証明書)

第 2 条 延滞額を返還することが困難な状況にある者が、奨学金の返還期限の猶予を願い出る時点において、次の表の適用事由のいずれかに該当し、右欄に掲げる書類を提出する場合は、機構は、願い出た月以降に返還期日が到来する割賦金の返還期限を猶予することができる(以下「延滞据置猶予」という。)。ただし、法的措置を実施した奨学金(業務方法書第 24 条第 1 項第 1 号及び第 4 号による猶予は除く。)、債務名義を取得した奨学金、代位弁済が履行された奨学金又は消滅時効を援用された奨学金に係る割賦金は除くものとする(以下この条において同じ。)

番号	適用事由	書類
	業務方法書第 24 条第 1 項第 1 号に該当するとき。	
1	罹災から 12 月以内であるとき。	被災地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長若しくは消防署長が発行する罹災証明書等
	罹災状況が 12 月以上継続しているとき。	
2	施行細則第 2 条第 2 項第 1 号に該当するとき。	被災地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長若しくは消防署長が発行する罹災証明書等
3	施行細則第 2 条第 2 項第 2 号に該当し、かつ、本表番号 6 に該当するとき。	被災地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長若しくは消防署長が発行する罹災証明書等及び本表番号 6 に定める書類。
4	傷病により就労困難かつ治療中であるとき。	就労が困難である旨等の記載がある医師の診断書
5	業務方法書第 24 条第 1 項第 4 号に該当するとき。	生活保護受給証明書又は民生委員の証明書等
6	生活保護受給者に準ずる程度に困窮しているとき(給与所得者にあつては 1 年間の給与の総収入金額(以下「年間収入金額」という。))が 200 万円	市町村の長が発行する所得を証明する書類又は住民税の課税証明書(収入金額が記載されているものに限る。)若しくは非課

	相当に満たないこと、給与所得者以外にあっては1年間の総収入金額から必要な経費を控除した金額（以下「年間所得金額」という。）が130万円相当に満たないこと。ただし、特別の事情がある場合は、業務方法書別表第5の定めるところに従い、当該年間収入金額又は年間所得金額から控除を行った後の金額を年間収入金額又は年間所得金額とみなすものとする。）。	税であることの証明書等
7	業務方法書第24条第1項第8号に該当し、かつ、本表番号6に該当するとき。	使用者が発行する休業期間が記載された証明書及び本表番号6に定める書類
8	業務方法書第24条第1項第10号に該当するとき。	当該事由を証明することができる書類

2 施行細則第4条に規定する過去に遡って奨学金の返還期限を猶予する場合、返還期日が先に到来している割賦金から返還期限を猶予することとする。ただし、前項に基づき延滞据置猶予を願い出る者が、猶予の申請月以前の割賦金において前項の表の適用事由に該当することが判明し、その判明した延滞期間に係る割賦金の返還期限の猶予の願い出を前項の表の右欄に掲げる書類を添えて同時に行う場合は、機構は、延滞期間に係る割賦金の返還期限を猶予することができる。

3 延滞据置猶予を適用した後においては、当該返還期限の猶予の申請月以前の割賦金について、返還期限を猶予することができないものとする。

（延滞金の賦課停止）

第3条 延滞据置猶予をする場合において、既に返還期限が到来している割賦金については、機構が認めた返還期限の猶予期間中は、新たに延滞金を賦課しないものとする。

（適用期間終了後の請求）

第4条 延滞据置猶予の適用期間終了後は、次に返還期日が到来することとなる割賦金の額に延滞据置猶予適用期間終了後においてもなお延滞している割賦金の額及び当該割賦にかかる延滞金も併せて請求する。

附 則

この取扱要領は、平成26年12月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。